

香川県廃棄物処理計画の概要

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法をはじめ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）など各種リサイクル等の法的基盤整備が行われるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の数次にわたる改正が行われてきた。また、持続的かつ発展的な社会経済システムを構築するためには、これまで形成された大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ることが必要である。

これらのこと踏まえ、県では3R（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））と廃棄物の適正処理の推進に取り組んできたが、今後とも現在の取組みを継続するとともに、これまでリサイクルに比べて優先順位が高いものの、取組みが遅れている2R（リデュース、リユース）に重点的に取り組む必要がある。

国の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を踏まえ、本県の廃棄物政策を総合的かつ計画的に推進するために本計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定が義務付けられているものであり、同法第5条の2の規定に基づく国の基本方針に即して策定している。また、香川県環境基本条例（平成7年条例第4号）に基づく『香川県環境基本計画』の個別計画の一つであり、県政運営の基本指針である『新・せとうち田園都市香川計画』の部門計画でもある。

3. 計画の期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間

4. 対象とする廃棄物

廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物（一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物）とする。なお、し尿については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物とは異なるため、香川県全県域生活排水処理構想に基づき、市町の一般廃棄物処理計画と連携して、適切な処理を推進する。

数値目標

1. 一般廃棄物（し尿を除く）

| | 平成 25 年度 (実績) | 平成 32 年度 (目標) | 平成 28 年度 (直近) |
|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 総排出量 | 33.0 万 t | 29.0 万 t | 31.8 万 t |
| リサイクル率 | 20.1% | 24.0% | 18.7% |
| 最終処分量 | 3.6 万 t | 3.0 万 t | 3.2 万 t |
| 1人1日当たりの排出量 | 895 g | 815 g | 872 g |

- 総排出量 : 平成 32 年度の推計値 29.5 万 t に発生抑制に関する施策効果を加味し設定（平成 25 年度比▲4.0 万 t）
- リサイクル率 : 前計画の目標を据え置き
- 最終処分量 : 総排出量の減少とリサイクル率の向上を踏まえ設定（平成 25 年度比▲0.6 万 t）
- 1人1日あたり排出量 : 総排出量の目標に合わせて設定（平成 25 年度比▲80 g）

2. 産業廃棄物

| | 平成 25 年度 (実績) | 平成 32 年度 (目標) | 平成 28 年度 (直近) |
|--------|------------------|------------------|------------------|
| 総排出量 | 243.6 万 t | 242.0 万 t | 244.3 万 t |
| リサイクル率 | 70.1% | 71.5% | 70.8% |
| 最終処分量 | 18.1 万 t | 17.2 万 t | 16.6 万 t |

- 総排出量 : 平成 32 年度の推計値は 245.4 万 t であるが、前計画の策定前実績値まで減少させることを目指し設定（平成 25 年度比▲1.6 万 t）
- リサイクル率 : 毎年 0.2 ポイントずつ向上させる（平成 25 年度比 1.4 ポイント向上）
- 最終処分量 : 総排出量の減少とリサイクル率の向上を踏まえ設定（平成 25 年度比▲0.9 万 t）

3. 一般廃棄物、産業廃棄物共通

| | 平成 26 年度 (実績) | 平成 32 年度 (目標) | 平成 29 年度 (直近) |
|--------------|------------------|------------------|------------------|
| 廃棄物不適正処理苦情件数 | 160 件 | 減少 | 110 件 |

目標達成に向けた施策

| 計画の目標 | 施策の柱 | 施策の展開 | 主な取組内容 |
|--------------------------|-------------------|---------------------|---|
| 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成 | 2R(リデュース、リユース)の推進 | ■2Rを意識した3Rの普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○2Rを意識した3Rの普及啓発 ○世代に応じた環境教育・学習の場の確保 ○地域でのクリーン作戦への支援 ○民間団体との連携 |
| | | ■リデュースに向けた取組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい消費行動の推進 ○食品廃棄物の削減 ○生産、流通段階でのリデュース ○市町におけるリデュースの促進 ○多量排出事業者への啓発 |
| | | ■リユースに向けた取組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等 ○リユース市場の普及啓発 |
| | リサイクルの推進 | ■市町におけるリサイクルの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町におけるリサイクルの促進 ○紙ごみ等資源ごみのリサイクルの徹底 |
| | | ■各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ○拡大生産者責任の徹底 ○容器包装リサイクルの推進 ○家電リサイクルの推進 ○建設リサイクルの推進 ○食品リサイクルの推進 ○自動車リサイクルの推進 ○家庭用セラミック等のリサイクルの推進 ○小型家電リサイクルの推進（レアメタルリサイクル） ○多様な回収ルートの確保 |
| | | ■循環産業の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究開発等への支援 ○リサイクル施設の整備促進 ○エコタウン事業の推進 ○リサイクル市場の普及啓発 ○優良産廃処理業者の育成 |
| | 廃棄物の適正処理の推進 | ■リサイクル製品の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル製品等の認定と利用促進 ○グリーン購入の促進 ○再生資源の利用促進 |
| | | ■廃棄物処理施設の確保と維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保 ○一般廃棄物処理施設の確保と維持管理 ○産業廃棄物処理施設の確保と維持管理 ○廃止した廃棄物処理施設の適正管理 |
| | | ■監視指導体制の拡充・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○排出事業者に対する監視指導 ○処理業者、処理施設に対する監視指導 ○市町における監視指導の強化 ○県外産廃の搬入規制の維持と適正な循環利用の確保 ○不適正処理への対応 |
| | | ■廃棄物の適正処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町における適正処理 ○排出事業者及び処理業者の適正処理の徹底 ○大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築 ○優良産廃処理業者認定制度の周知 ○感染性廃棄物の適正処理 ○アスベスト廃棄物の適正処理 ○PCB廃棄物の適正処理 ○海岸漂着物等の適正処理 ○農業生産資材廃棄物・漁業系廃棄物の適正処理 |
| | | ■不法投棄や野外焼却対策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄されない地域社会の構築 ○地域でのクリーン作戦への支援（再掲） ○監視、通告体制の充実 ○関係機関との連携 |
| | | ■豊島廃棄物等処理事業の推進 | ○豊島廃棄物等処理事業の推進 |

計画の推進

この計画の推進のためには、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、より積極的な循環社会の形成に向けた取組みを行うことが必要です。

このため、県は、県民、事業者、民間団体に対し、積極的に3Rや廃棄物の適正処理に関する情報の提供を行い、認識の共有化を図るとともに、各種施策への参加を県民・事業者等に積極的に呼びかけるなど、県民、事業者等との連携と協力のもとに計画を推進します。

また、一般廃棄物の処理責任を担い、県民、事業者に最も身近な行政主体である市町との連携や支援を行い、一般廃棄物に関する3Rや適正処理を推進します。

計画の推進に当たっては、廃棄物の排出・処理状況等に関する実態調査を定期的に行うとともに、この計画に掲げた施策の進捗状況を検証し、必要に応じ施策や事業の見直しを行いながら、計画の達成を目指します。